

埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業指定事務取扱要綱 新旧対照表

新	旧
<p>1～2 (1) (略)</p> <p>(2) 事業内容に関する要件</p> <p>ア 研修事業が、実施要綱及び本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。</p> <p>イ 研修カリキュラムが、<u>実施要綱別紙1</u>に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。</p> <p>ウ 研修講師について、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。</p> <p>2 (3) ～5 (略)</p> <p>6 事業内容の変更</p> <p>(1) 事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部をやむを得ず変更する場合には、変更の10日前までに「埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業変更届」(別記第5号の1様式)を知事に届け出ることとし、<u>3 (1) のオからキの事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。</u></p> <p>ただし、緊急やむを得ないものであり、受講者に対し過大な負担を課さない場合は研修終了後10日以内に知事に届出することができる。</p> <p>(2) 知事は、(1)の承認が必要な事項に係る変更届を受理した場合は、「<u>埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業変更届承認通知書</u>」(別記第5号の2様式)により事業者あて通知するものとする。</p> <p>(3) 知事は、(1)の届出の内容が適当でないと判断したときは、研修事業の実施者に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>7～15 (略)</p> <p>附 則 この要綱は平成28年4月25日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は令和2年12月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>1～2 (1) (略)</p> <p>(2) 事業内容に関する要件</p> <p>ア 研修事業が、実施要綱及び本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。</p> <p>イ 研修カリキュラムが、<u>別紙1又は別紙2</u>に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。</p> <p>ウ 研修講師について、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。</p> <p>2 (3) ～5 (略)</p> <p>6 事業内容の変更</p> <p>(1) 事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部をやむを得ず変更する場合には、変更の10日前までに「埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業変更届」(別記第5号様式)を知事に届け出ることとする。</p> <p>ただし、緊急やむを得ないものであり、受講者に対し過大な負担を課さない場合は研修終了後10日以内に知事に届出することができる。</p> <p>(2) 知事は、(1)の届出の内容が適当でないと判断したときは、研修事業の実施者に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>7～15 (略)</p> <p>附 則 この要綱は平成28年4月25日から施行する。</p>